

京都市告示第 2 2 3 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき，電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので，同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 2 4 年 8 月 2 7 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
主要府道	宇多野嵐山山田線	右京区嵯峨中ノ島町 無番地地先から 西京区嵐山中尾下町 5 5 番地の 3 地先まで	上り線・5 0 m

( 建設局土木管理部道路河川管理課 )